

公益財団法人 情報通信学会

理事の選挙，会員意見の募集及び総会に関する規則 (理事選挙等規則)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人情報通信学会（以下「学会」という。）の理事の選任等、学会運営に関する重要事項について会員の意見を聴くため、学会定款（以下「定款」という。）第22条第2項及び第52条の規定に基づき、必要な手続を定めることを目的とする。

(改正)

第2条 この規則は、第1条から第7条までの規定については理事会が評議員会の承認を受けて、第8条から第11条までの規定の改正については理事会の議決により、改正することができる。

第2章 理事選挙

(理事の候補者の選挙)

第3条 評議員会は、理事の任期満了に伴う次期理事の選任に際して、事前に理事の候補者の選挙（以下「理事選挙」という。）を行うこととする。

2 評議員会は、次期理事の総数の3分の2以上の理事について、理事選挙を経て選任しなければならない。残余の理事については、評議員又は理事会の推薦する候補者の中から選任することとし、推薦の条件、手続き等に関する事項については、選挙の都度、評議員会において定める。

3 連続して4期目にある理事は、次期理事の候補者となることができない。

4 前項の規定にかかわらず、会長又は副会長である理事は、連続して6期を超えて理事に就くこととなる場合を除き、次期理事の候補者となることができる。

5 理事会は、会長又は副会長のそれぞれについて、一の理事を連続して3期を超えて選定することができない。

(理事選挙の候補者の資格)

第4条 理事選挙の候補者となることのできる者は、正会員（個人）とする。ただし、大学院生及び会費の滞納がある者を除く。

(選挙人の資格)

第5条 理事選挙の選挙人は、正会員（個人）とする。ただし、会費の滞納のある者を除く。

(選挙管理委員会)

第6条 理事選挙を遂行する機関として、選挙の都度、評議員会の下に、評議員会が評議員の中から指名する委員長及び委員1名並びに事務局長により構成される選挙管理委員会を設ける。

2 選挙管理委員会は、透明性の高い公平公正な手続きにより、任務を遂行しなければならない。

(選挙の方法及び日程)

第7条 選挙管理委員会は、理事を選任する定時評議員会までに十分な時間的余裕を持って、次の方法及び日程により理事選挙を実施する。

(1) 立候補者の公募及び受付

学会ホームページにおいて立候補者の募集を公表し、メール等により周知する。立候補は、郵便、FAX又はメールにより受け付ける。

応募期間として少なくとも3週間を確保する。

(2) 投票用紙の送付及び投票

立候補者の一覧表、投票用紙及び返信用封筒を全ての選挙人に郵送し、学会ホームページ、メール等により周知する。投票は、返信用封筒により投票用紙を選挙管理委員会に返送することにより行う。

投票期間として少なくとも2週間を確保する。

(3) 開票、集計及び報告

投票期間終了後、速やかに開票及び集計を完了し、定時評議員会に報告する。

第3章 会員意見の募集 (パブリック・コメント)

(会員意見の募集)

第8条 会長は、評議員会又は理事会における議案の審議に際し、決議を行う前に会員の意見を聴くことが必要と理事会が認めるときは、会員の意見を募集することとする。

2 会長は、前項の募集に対して会員から提出された意見について、その概要及びこれに関する理事会の見解を、前項の決議を行う評議員会又は理事会の終了後できる限り速やかに公表しなければならない。

(意見提出の資格)

第9条 会員意見の募集に対して意見を提出することのできる者は、正会員(個人)とする。ただし、会費の滞納のある者を除く。

(意見募集の方法及び日程)

第10条 会員意見の募集は、次の方法及び日程により実施する。

(1) 案件の周知

事務局は、第8条第1項の決議を行う評議員会又は理事会までに十分な時間的余裕

を持って、前条の会員に対して案件をメールにより送付するとともに、学会ホームページ等により周知する。

評議員会及び理事会双方の決議を要する事項については、評議員会の開催期日を日程の起算日とする。

(2) 意見の提出

意見の提出は、メール等の電子的手段により行うこととし、その詳細については会長が理事会の承認を受けて定める。意見提出期間として少なくとも2週間を確保する。

(3) 提出意見の報告

意見提出期間終了後、事務局は速やかに提出意見を取りまとめ、当該審議を行う機関に報告する。

第4章 総会

(総会)

第11条 学会運営に関する重要事項に関し、会員と学会役員との間で直接、質疑応答、提案及び意見交換を行う場として、総会を開催する。

2 総会は、学会大会の期間中にその会場内において開催し、会長が主宰する。

3 会員は、会員種別を問わず、総会において質問し、提案し、意見を述べることができる。

4 理事会は、総会において会員から提起された意見及び提案を尊重して、以後の学会運営に当たらなければならない。

附 則

この規則は、公益財団法人情報通信学会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則（平成25年2月26日第14回理事会決議）

この規則は、評議員会の承認を得て、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第7条の規定については、平成25年6月における定時評議員会の翌日から施行することとし、それまでの間はそれぞれ該当する従前の規定を適用する。

附 則（平成28年9月16日第37回理事会決議）

この規則は、評議員会の承認を得て、平成29年1月12日から施行することとし、それまでの間はそれぞれ該当する従前の規定を適用する。